

自然体験活動実施における 新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)

1. 本ガイドラインについて

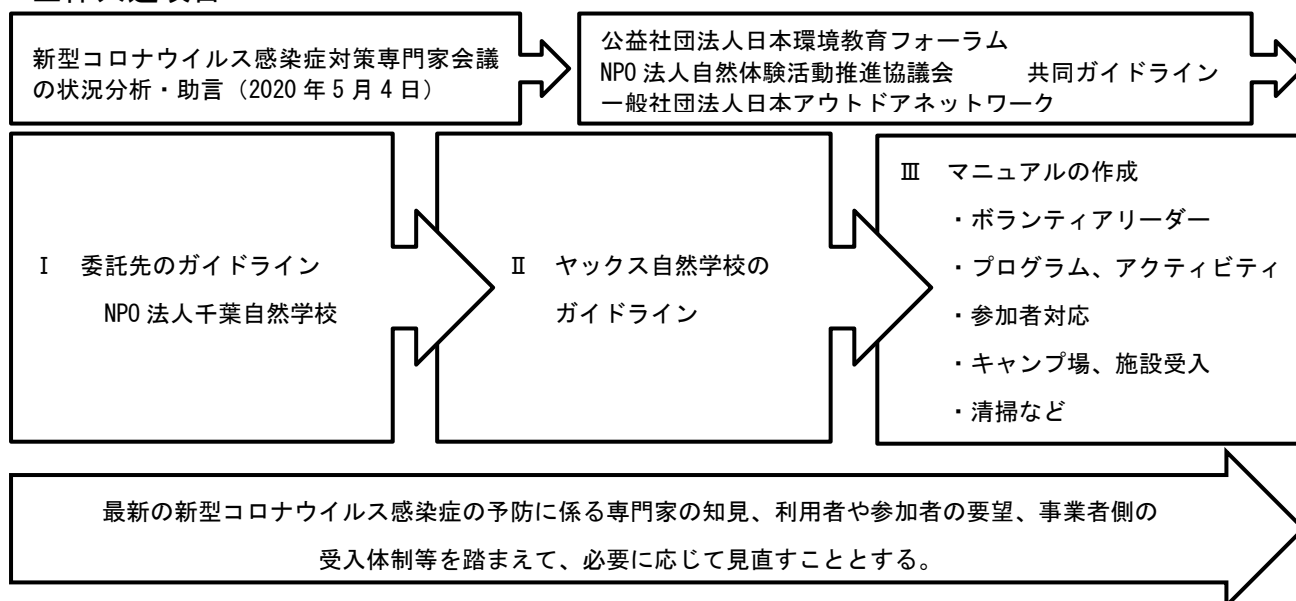
新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、公益社団法人日本環境教育フォーラム、NPO 法人自然体験活動協議会、一般社団法人日本アウトドアネットワークが共同作成した「自然体験活動・自然教育・野外教育・環境教育を実施している事業体における新型コロナ対応ガイドライン(第1版 5月27日付)」やNPO 法人千葉自然学校のガイドラインを参考に緊急事態宣言が解除後、感染拡大の予防と事業実施に対するガイドラインを作成するものである。

また、各事業(キャンプ)等においては、施設の規模や業態等を勘案し、各事業等の実情に合わせた対策を講じることとする。宿泊活動も含めた事業に対するガイドラインを作成するものとする。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、参加者の要望、事業者側の受入体制等を踏まえて、必要に応じて見直すこととする。

全体共通項目



2. 感染防止のための基本的な考え方

- (1) 同専門家会議の提言を踏まえて発表された「新しい生活様式」を参考にし、感染防止の3つの基本である
 - ① 身体的距離の確保
 - ② マスクの着用
 - ③ 手洗いの実施を中心とし、移動に関する感染対策にも取り組む。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、スタッフ(職員及びキャンプリーダー)や参加者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策をまとめ、運営マニュアルを作成する。
- (3) スタッフや参加者等の事業にかかるすべての人に対して感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。
- (4) 新型コロナウイルス感染症から回復したスタッフや関係者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、スタッフを指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行うこと。

3. 具体的なリスクと感染防止対策

- (1) 事業(キャンプ)計画におけるリスクと対策
 - ① 3密を避けることを踏まえた事業計画を作成する
 - ・実施場所
 - ・参加者数
 - ・実施時間
 - ・移動手段
 - ・実施内容
 - ② 事業(キャンプ)規模の設定
 - ・施設やキャンプ場の規模や環境を考慮し、事業ごとに定員を設定する。
 - ・施設(研修室・食堂・宿泊室・浴室・野外炊事場等)やキャンプ場の利用方法に準じて定員を設定する。
 - ・施設やキャンプ場の利用マニュアルの作成。
 - ③ 実施日までの感染予防対策案を作成する
 - ・参加者との連絡方法
 - ・参加者へのコロナ感染予防の案内(参加者にあたって健康管理、参加者が準備するもの等)
 - ・参加者の健康状態の把握の方法
 - ・感染者との接触の有無、または体調不良による参加取消の了承の事前承認
 - ④ 実施日までのスタッフの健康状態の管理体制を作成する
 - ・スタッフの健康状態のチェック内容
 - ・症状発生の場合の対応策の作成
 - ⑤ 事業実施の決定に対する責任の所在を明確にしておく

(2)事業(キャンプ)実施におけるリスクと対策

感染防止の3つの基本である

「身体的距離の確保(最低1m)に努める」

「マスクの着用(屋外の活動では必須ではない)」

「手洗い・消毒の実行」

をスタッフ、参加者とも励行することが基本である。

- ①実施日におけるスタッフの健康状態の確認
- ②受付場所の安全確保(消毒・消毒液の配置・予備マスクの用意)
- ③当日の参加者の健康確認(回数やタイミング)
- ④実施場所の安全確保((消毒・消毒液の配置・予備マスクの用意)
- ⑤事業実施中の3密対策の確保(具体的に)
- ⑥換気の頻度やタイミングなど
- ⑦使用備品の扱いに関する対応
- ⑧事業実施中の生活様式(食事、部屋、入浴等)に関する対応
- ⑨移動に関する対応(バス移動等)
- ⑩事業実施中にスタッフや参加者に体調不良者が出た場合の対応策の作成
- ⑪事業終了時のスタッフや参加者の健康状態の確認方法と帰宅後の症状発症した場合の連絡依頼
- ⑫事業実施中の中止判断基準を作成

(3)事業(キャンプ)実施後の対策

- ①事業に使用した場所、備品等の清掃、消毒、交換
- ②スタッフのユニフォームの洗濯
- ③継続利用の施設やキャンプ場の感染防止対策を含んだ清掃マニュアルの作成
- ④帰宅後2週間以内にスタッフや参加者や利用者等が症状発症した場合の対応

以上